

テッパン液剤

登録番号: 第24023号

(シクラニプロール液剤)

適用拡大の概要

＜適用病害虫の追加＞

・作物名「かんきつ」に適用病害虫名「カメムシ類」を追加する。

＜使用方法の追加＞

・作物名「かんきつ」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。

(下線部が変更点)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シクラニプロールを含む農薬の総使用回数
かんきつ	アゲハ類 アザミウマ類 ミカンハモグリガ コアオハナムグリ	40～50倍	10～12 L/10a	収穫前日 まで	2回以内	<u>無人航空機による散布</u>	2回以内
	ケシキスイ類 ケムシ類 ミカンバエ成虫 ゴマダラカミキリ	80～100倍	16～20 L/10a				
	ハマキムシ類 クワノミハムシ <u>カメムシ類</u>	2000倍	200～700 L/10a			散布	

(該当作物にかかる部分のみ記載。)

＜使用上の注意事項の変更・追加＞

・以下の注意事項を追加する。

無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。

- ① 散布は散布機種¹の散布基準に従って実施すること。
- ② 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ④ 自動車などの塗装に被害を与えるおそれがあるため、散布区域内の諸物件に十分に留意すること。
- ⑤ 水源池、飲料用水などに飛散しないように、十分に注意すること。
- ⑥ 散布終了後は次の項目を守ること。
 - ・使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。
 - ・機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

・以下の注意事項を変更する。

ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。